

## 平成30年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年3月6日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃  
総務課長 長坂徳三 町民課長 斉藤明美 企画課長 遠山一郎  
教育次長 市川正彦 建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行  
観光商工課長 小平春幸 会計管理者 市川清美  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明  
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

散会 午前10時55分

議長（西藤 努君） おはようございます。これから、3月6日、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第6号

議長（西藤 努君） 日程第1 議案第6号 立科町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第7号

議長（西藤 努君） 日程第2 議案第7号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。この高等学校の就学支援金の条例についてなんですが、これは昨年の当初予算の中で高校生手当ということで否決された内容について中身的にはほとんど変わらないと私は思うんですが、1年間の間検討する期間は十分にあったと思われませんが、その辺の内容については、今回のこの条例については検討はされたんでしょうか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

昨年、同様の内容の高校生手当ということで予算を上程させていただきました。その中でいろんなご意見をいただき、中にはばらまきですとかいうようなご意見もいろいろいただきました。

その中で今年度は、条例を制定することによって、よりこの交付について明確化するということと、それから全員に交付するものではなく、あくまで申請主義、申請によって交付を行いたいということでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今の説明では申請だからというような内容なんですが、私個人としては、なかなか納得できる内容になっていないと思われるんですが、事前協議とかは当然必要あると思うんですが、これについては、検討委員会等についての開催については考えなかったのか、その理由についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） あくまで町が考え、町の制度としてやりたいということで、このよ  
うな形をとらせていただきました。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） これは国にも高等学校等の就学支援制度というのがございまして、その  
中では所得制限を設けてあるんです。それについて、国の制度の内容を検討されて今  
回出されているのか、お伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。

国にかかわらず、県においても高校生等の奨学金、また遠距離の通学費の補助です  
とか、そういった制度もございます。これについては、今議員おっしゃられますよう  
に所得制限を設けて、経済的に苦しいご家庭を支援するということで、そういった制  
度がなされております。

今回の高等学校等就学支援金につきましては、この間の条例の提案理由でも説明申  
し上げましたが、この目的というのが次代を担う高校生等を応援し、より立科町に愛  
着を持てる人に育ってほしいとの観点、そこから立科町における子育て支援の一環と  
して支援金を交付するということでご説明申し上げました。

この中で、今回の条例の目的は、経済的に就学が困難な者を援助するということが  
主眼ではなく、あくまで町として、よりお金のかかる時期の子育てを平等に支援する  
ものということでございます。

したがって、交付の対象者に所得の制限は設けないと、またその所得の制限を  
設けることによって、この制度の対象外となる方から余計不公平感が増すのではない  
かという、そういった理由で所得の制限を設けないということでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。3回目でございます。（発言の声あり）

3番（今井 清君） 私は、何が平等かと考えたときに、当然所得の判定については必要だと、  
私、個人的には考えるのですが、その辺について、何が平等かというところの基準に  
ついて、よく検討なされたのか、もう一度お伺いします。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） あくまで町として、このお金のかかる高校生等を出す世帯について、  
町として支援をしたいという基本的な考え方はそこにありますので、そういったこと  
でご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（西藤 努君） ほかに質疑ございませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 町長のいらっしゃる本会議で、ぜひお聞きしたいことがあります。

今、次長の説明によりますと、お金のかかる時期の家庭の子育て支援の一環として

この高校生就学支援金を制定するというお話でありました。だとすれば、この条例の中にあります対象外のことです。

第3条、交付対象者ですが、その中の「対象者又はその同一世帯に属する者が、課年度分の町税等を滞納していないこと」この一文があります。この一文というのは、これはつまり経済的に大変厳しく、町税を滞納せざるを得なかった家庭には支援金は行かないことになります。

これは先ほどの所得制限を設けない理由は、所得の多いにかかわらず経済的に一番お金のかかるところで支援をしたいという精神からすると外れるのではありませんか。私はここ、矛盾を来すと思います。むしろ、税金が払えないほど困窮している家庭であればなおのこと、子供がちゃんと中等教育が受けられるように支援をするのが行政の務めであり、また憲法を精神を生かすものだというふうに思いますけれども、この一文を設けた理由は何ですか。

議長（西藤 努君） 市川教育次長。（発言の声あり）

4番（村田桂子君） でも、町長いらっしゃるから。それでは、町長をお願いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

これは、先ほど次長も申し上げましたとおり、条例として町のほうで提案をさせていただきました。このことについては、委員会でも議論をされることだというふうに思っております。その中でしっかりと議論をしていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まだ委員会に付託することが決まっていない段階からそういうことをおっしゃるのは、ちょっとまずいかと思います、今、本会議なので。本会議でしっかり町民に説明する責任があると私は思います。

先ほどの今井議員に対する答えでは、お金のかかる時期の子育て支援だというお話でした。そしてまた、所得の多い方、税金をたくさん納めている方は、そこが対象外となるとより不公平感が増すのではないかと、その議論は私正しいと思います。

だとすれば、なおのこと経済的困窮で税金を納められない家庭を、何で除外するんですか。これ、委員会ではなくてここで教えてください、町民が見ていますから。むしろ、そういう家庭はより一層助けなくちゃいけない立場だと思います。これは私は削除すべきだと思いますけれども、お願いします。もう一回、町長。

どういう検討をされて、この一文が出たんですか。税金を納めていない者は税金の恩恵を受けないってことですか。それは、町民の暮らしや福祉や教育をしっかり充実させなきゃいけないという町の責務からすれば、それは責任放棄になると思います。どういう検討をして、この一文が入ったんでしょうか。もう一度お答えください

い。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、この高等学校等就学支援金の条例についてということだけですが、ほかの条例の中でもやはりこういうふうな一文が書かれている。そういうことについてみても、やはりこの一文を載せていくということについては、今村田議員からのご質問があったとおり、そういうふうに変えていくべきではないかというのは、大きな今後の課題にもなり得ることではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 最後の質疑になります。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） せっかく町長が新しい政策展開で、私は町民の期待に応えて、町民の経済的負担を軽くしようということで打ち出された目玉企画かなというふうに思っておりますので、まさしく町長の権限で条例を決めることができるわけです。

ほかの条例と違って所得制限を設けないところを、私は大変評価しているところですが、だとすればこの滞納ということも所得制限にかかわることです。同じことを言っているんだと思うんです。所得の高い方たちは除外しないというのであればなおのこと、税金を納められない人だってちゃんと支援するという、分け隔てなく支援するというのが精神かと思います。

これ、町長の権限で条例はつくられる、つくることができるわけなので、これについて私は再考を求めたいし、削除お願いしたいと思うわけですが、もう一度町長、そこのご自身が条例をつくられる立場、その権限がおありの立場の町長が、これをどうしても残さなきゃいけないということでは私はないと思うんですけど、最初から条例をつくることができるわけですから、その立場にいらっしゃるわけなので、ここをもう一度お願いいたします。これで終わります。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） このことについては、私が条例をつくるということではなくて、こういう制度をつくるためにどういうことをすればいいのかということを担当課と協議をした結果、こういうふうなものをつくり上げたというふうに思っております。そのことについて、しっかりと議論を私たちもしたつもりでおります。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑ございませんか。9番、土屋春江君。

9番（土屋春江君） 去年は条例をもって議会に上げて来なかった。今回は条例をつくって高校支援をお願いをしたいというふうに聞いております。これは、私は順を踏んだ部分でいいというふうに思うんですけども、まずは、補助金の位置づけということで、この地方自治法の232条の2においてこう書かれています。普通地方公共団体は、その公益上において必要がある場合、補助を行う必要がある場合において、慎重にその

必要性及び効果等について検討することを要し、客観的に公益上の必要が十分認められる場合に補助を行うべきものであると、こういうふうに書かれているんです。

それで、今井 清議員が質問されていますから、1つ私しっかりと聞きたいことは、公平性と平等性です。その公平性と平等性をどういうふうに考えて、これをつくられたかということをお聞きいたします。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** 今、土屋議員からは、公平性、平等性をどのように考えているのかということでご質問いただきました。

先ほど来、説明しているとおりではございますが、あくまで町として高校生等を持つお金のかかる世帯を援助したいということで、この条例はつくられております。その中で、先ほど所得制限を設けない理由も申し上げたわけですが、そういったことで公平平等性は担保されているものと、そんなふうに私どもは考えております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 9番、土屋春江君。

**9番（土屋春江君）** 9番、土屋です。公平と平等ということで、今、教育次長言ったんですけど、ちょっと内容的には私は理解できない部分がありますので、付託された委員会ですっきりやっただけならばというふうに思っております。

それで、これをするによって効果はどういうふうに考えているのか、答弁をお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** 効果といいますか、これはあくまでも事務局サイドの予想ではございます、一応こういったことで町が支援するという姿勢を明確にすることによって、その対象となる高校生等につきましても、より町に愛着を持っていただけるのではないかと、また、そういった世帯の皆さん方にも、町がそういったことを応援しているということについて、町の姿勢、こういったものをご理解いただきまして、より町についても、町のいろんな施策に部分についても、またいろんなご協力もいただけるのではないかと、そんなふうに考えております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 9番、土屋春江君。3回目です。

**9番（土屋春江君）** 9番、土屋です。苦しい答弁というふうに思います。

いずれにしても1つ指摘しておきたいことがあります。これは条例制定の中の定義の第2条にありますけれども、高等学校等の中に特別支援学校というのがあるんですけれども、特別支援学校の場合は、学費とか通学費はほとんどゼロに近いというふうに私は聞いております。

これをするによって、それは本当に公平なのか、平等なのかということも考えられますので、しっかりこの点は条例の中で審議されたと思っておりますけれども、

その点答弁をお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** お答えします。

県のほうから特別支援教育就学奨励費というもので、そういった特別支援学校に行っているお子さんについては、議員おっしゃるとおり支援がございます。

しかしながら、全てを網羅するものではなく、今回の条例の中でも高等学校等の生徒に係る経費、就学経費を応援するものだということで、広く経費を捉えております。その部分が、多分議員のご指摘は、二重の補助になるのではないかとということでございますが、県のほうで全てを網羅しているというふうには捉えておりませんので、その部分は指摘には当たらないのではないかと、そんなふう考えております。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑ありませんか。8番、森本信明君。

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。条例部分のところでは各同僚議員から質問があろうわけではありますが、一番懸念されるということでもありますけれども、このところの事前説明等か全協の中では、この財源問題について触れたと思いますけれども、これは財源の充当についてはふるさと寄附金を充てると、こういうことでもあります。

当然、教育関係に関しての目的を持った寄附金であるということは重々承知するわけではありますが、これが長期未来永劫的にこの寄附金が教育関係に寄附されるのかどうか、この部分は懸念をされる部分であります。だとするととなると、一般財源等々で充当しなけれりゃならない部分もあります。

その点いろいろ考え合わせていくと、教育関係等については、まだまだ教育施設的なもので充てなきゃならない部分が想定されるわけでもありますけれども、その辺についてどうお考えか、お聞きをしたいと思います。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** ただいま財源についてのご質問をいただきました。基本的には、また財政サイドとも打ち合わせをしなければいけないんですが、今回のこの条例の提案に基づいて、また当初予算の中でも予算盛らしていただいております。

平成30年度の場合は、ふるさと寄附金をもって充てるということにしております。しかしながら今ご指摘のとおり、あくまで寄附金ということで、将来の財源が確実に担保されているものではないと思っております。あくまでこういったふるさと寄附金等も将来的に活用しながら、この制度を持続していくことが必要かなと、その中には当然一般財源が入ってくることもあろうかとは思っております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑ありませんか。10番、滝沢寿美雄君。

**10番（滝沢寿美雄君）** 10番、滝沢です。先ほどの9番の土屋議員と少しダブるところがありますが、町長の招集の挨拶の中では、経済的負担の軽減を図るということで町長おっしゃっていましたが、自治法の中の交付金、補助金の要綱の中に4つほど分かれ

ている中の1つに、その補助金の目的、使い道がしっかりしていないといけないという要綱があるわけですが、町では軽減を図るということで、生徒一人当たり月額3,000円という金額が打ち出されているわけですが、この3,000円の使い道がどこまでを見るのか、どういうふうに検討しているのか、晩のおかずになってもいいのか、それとも交通費とか、高校生の使うお金、学校へ支払うお金等に使っていいのか、そこら辺の線引きはどういうふうになされているか、ちょっとお聞きをしたいわけですが。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** お答えします。

この条例の中では、対象となる経費というのが就学経費ということで定義づけさせていただいております。

ただ、この制度を仮に実施するに当たって、例えば、学費ですとか教科書を買うために、参考書を買うために、こういうお金にこういうふうに使いましたというようなことで領収書を添付していただくとか、そういったことは考えておりません。いずれにしろお金には色はついていないわけですが、あくまでこの条例の中では、高等学校等の生徒に係る就学経費に充てていただくためということで交付をするということでございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 10番、滝沢寿美雄君。

**10番（滝沢寿美雄君）** 10番、滝沢です。先ほども言ったように、自治法の中では、目的に沿って使ったものの確認はしっかり、交付金、補助金にはしっかりしろということですが、そこら辺ができないような交付金では困るなという感じがするわけですが、町長どうですか、その点については。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

子育てをしている、皆さんもお子さんがあり、子育てをされている、されていた世代だというふうに思っております。そういう中で、やはりこの中でも私も考えておるのは、やはり子育て支援、小学校、中学校までは児童手当という形の中で、国の制度としてそういうふうな形の中で児童手当の支給がある。

その支給についても、どういうことに使われているかという定義は、非常に明確化をされているというふうな部分では、少しそういうふうな今滝沢議員が言われたような形の中では非常に不明確な部分があるのかもしれない。

しかし、そういうことではなくて、やはりそういう就学支援、また子育てをしやすい町づくりを目指すという中で議論をした中で、こういうふうな交付条例をつくり、また提案をさせていただきながらご議論を重ねていければというふうに考えております。

以上です。



議長（西藤 努君） 10番、滝沢寿美雄君。3回目です。

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。先ほどはっきり線引きができていない中での条例ということですが、これはもう確実に自治法の違反とまでは言いませんが、ちょっと意味が濃いような気がするわけですが、こういう高校生にお金を配るといふ条例は、まずは長野県内、全国でも珍しいというか、立科町が先駆けて出したような状況だといふふうには聞いておりますが、どうしてほかの町村、この辺でいえば軽井沢なんかすごく資金繰りがいい町村でありますか、そういうところがやらないのはどうしてだということを検討したことはございますでしょうか。

もっとほかにも個々に対して、奨学金なり何なりほかの方法で、これからの立科町を担ってくれる高校生、大学生を補助する意味でも奨学金とかもっとほかにもいろいろ方法はあるんじゃないかと思うわけですが、どうですか、町長。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） この条例をつくるに当たって全国的に調べさせていただいたこともあります。これは全国的に見ると立科町だけがやるということではなくて、まだそういうふうな形でやっているところもあることは確かだと思います。ただ、長野県の中では、非常に珍しいのかなというふうに考えています。

これは、ほかがやっているからということではなくて、先んじて立科町がやはり子育てをしやすい町づくりという中で、私も重点指針の中で掲げている一つの施策としてしっかりとこういうことを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（滝沢寿美雄君） 議長、もう一回だけいいですか。

議長（西藤 努君） はい、認めます。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。先ほど長野県でも例がないということですが、先んじてやりたいという町長のお気持ちもわかりますが、ほかの町村がどうしてやらないのかということも検討はしなかったわけですか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） これは、私は立科町はなぜそれをしていないのか、ほかがしていないからやる、やらないということではなくて、立科町は非常にそういう子育て支援には今までも力を注いでいたというふうに感じています。本当にそういう中でもしっかりと今度は立科町に住んでいる子供たち、高校生にもしっかりとそういうふうな支援をしていくということも私は必要だというふうに考えて、今回こういうふうな形で条例を提出をさせていただきました。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第9号

議長（西藤 努君） 日程第3 議案第9号 立科町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 1点伺います。今回の条例改正は、罰則を設けたということでありました。この情報を漏らした場合の2年以下の懲役または100万円以下の罰金とか、1年以下の懲役または50万円以下の罰金のこの過料については、何かを参考にされたのでしょうか。その根拠についてお聞かせください。

また、この罰則規定をなぜ設けなければいけないと考えるに至ったのかもお聞かせください。

議長（西藤 努君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） まず罰金についての規定ですけど、これは地方自治法第14条の中に罰則規定を設けることができるという内容がございます。それが条例に違反した者に対し、2年以下の懲役もしくは禁固、100万円以下の罰金というような内容でございます。その内容を参考にしております。

それから、提案説明の中でも申し上げましたけど、他市町村の状況を勘案した中で決めてあります。実際には事案が発生した場合、告発をして、裁判所がその罰金の金額を決めるというようなことになろうかと思えます。

それから、この罰則を規定したということ、どうしてかということですけど、これは提案理由の中でも説明しましたが、近隣町村の中でそういう動きがありまして、やはり個人情報の取り扱いについては、慎重に行うべきだということで、条例を制定するのが結構あるわけがございます。その中で内部的な検討をした結果、罰則規定を設けていったほうがいいんじゃないかというようなことで、今回提案したものでございます。

議長（西藤 努君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第10号

議長（西藤 努君） 日程第4 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 1点お伺いいたします。人事院勧告によってこれが提案されるということでは理解しております。そこで、勤勉手当を上げたというのは結構なんですけど、途中扶養手当のところ、配偶者の割合を減らし、その他の扶養親族を上げるという

ところがありました。その背景というか、そこはということだったのでしょうか。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

配偶者の扶養手当の関係につきましては、国家公務員につきましては平成29年度から既に実施されております。長野県の人事院では1年遅らせて今回の県議会のほうへ提案しているということで、県の人事院勧告に合わせて行っているということであり  
ます。

背景は、国のほうが国家公務員の給与がそういうふうに変ってきたということで、それに合わせているんですが、これまで配偶者には月額1万3,000円給付していました。子供とか父母とかそういう方には6,500円ということだったんですが、30年度と31年度でちょっとずつ段階的に変更していきまして、31年度以降は配偶者を6,500円、子を1万円、父母等のほかの方は6,500円据え置きということで、子供と配偶者が逆転していくということで、お子さんのほうを手厚くしていくという、そういうことです。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑、4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それは数字を見ればわかるんですけど、配偶者を減らして子供の手当を厚くしたという、それは数字を見ればわかる。そのことを言っているだけなんですけど、その背景というか、そうなる背景というのはということだったんでしょう。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） これは個人的な意見になっちゃうんですけど、そこまで調べてないんですが、社会情勢として配偶者の方にも社会に出ていただきたいということで、その皆さんのところは少し抑えて、より子供たちのほうへシフトしていきたいという、そんなふうに私はこの改正を見て考えました。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

#### ◎日程第5 議案第11号

議長（西藤 努君） 日程第5 議案第11号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） いろんな形での軽減のことが条例定めるということになったわけですけども、これは今まで全然なくて、例えばNPOだとか公共的なものとか、発電、エネルギー関係とか、そういうのが新たに全くなくて、特例として入れたのかどうか、

そこを確認させてください。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えします。

この税制改正は、平成24年に改正されていまして、その時点では該当するものは立科町にないということで、町税条例は改正していなかったということのようです。

しかしながら、今後こういうことも可能性があるということで、今回改正をさせていただきます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第12号

議長（西藤 努君） 日程第6 議案第12号 立科町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第13号

議長（西藤 努君） 日程第7 議案第13号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これも町長いらっしゃるところで1つお聞きしたいんですが、ただいまの社会的な情勢の中で、年金なんかもどんどん削られる一方なわけなんですけど、3年に一遍の見直しで、今回は15.6%という大幅値上げになりました。これについて、値上げ幅を抑える努力はどのようにされたんでしょうか。これ、町長にお伺いします。

議長（西藤 努君） 米村町長。町民課長でもよろしいですか。町民課長でも村田桂子君よろしいですか。齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今回の改正につきましては、第6期5,450円のところを第7期につきましては6,300円という基準額を設定をしております。

第7期の介護保険事業計画策定に当たりましては、給付費の推計をしておりますけれども、第1号被保険者が負担する額につきましては3年間の総給付費の23%ということをございまして、あとほかの歳入、調整交付金等の見込み額を加味しまして、3年間の保険料収納見込み額を約5億7,800万円が必要であるという推計をしております。

ます。

このことから15.6%増の6,300円といたしておりますけれども、こちらにつきましては基金もございまして、基金の取り崩しも想定をしております。こちら基金につきましても全て、今現在基金の残高については4,600万ほど積み立てございますけれども、こちらにつきましても第7期、また第8期以降も見越した中で計画的に活用していかなければいけないという状況でございまして、今回は一部取り崩しを見越しまして6,300円に抑えさせていただいたという状況でございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第14号

議長（西藤 努君） 日程第8 議案第14号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。今回の改正の中で、指定特定相談支援事業者を加えるという改正の中身なんですけど、これについては当町ではどのような事業者が該当になるのか、またその内容について伺います。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

こちらの指定特定相談事業者につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、こちらに規定する許可を受けた団体になります。主に障害者福祉施設の指定相談支援の許可を受けた事業者が該当するというところでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑、3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 今のお話で、障がい者のためということはわかるんですが、立科町においては、これは例えば町等についての該当もなるのでしょうか。立科町自体もそういう該当になるのかどうか。

それから、障がい施設という形で、当町にある障がい施設というのは幾つかあるということでもよろしいのでしょうか。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） こちらにつきましては、あくまでも許可を受けた事業者ということで、こちらは立科町は事業者に加えられておりません。立科町におきましては、今現

在1カ所の事業者が許可を受けております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第15号

議長（西藤 努君） 日程第9 議案第15号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第16号

議長（西藤 努君） 日程第10 議案第16号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。この条例の改正の中で、介護医療院を加えるという一文がありますが、介護医療院について具体的にはどういう医院なのか、地元のお医者さんとか該当するかどうか、その辺をお伺いします。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） お答えいたします。

介護医療院につきましては、新たな介護保険施設として創設されるものでございますけれども、立科町にはこちらに該当する医院はございません。町外の医療機関が順次介護療養型医療施設から介護医療院に移行になるということでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 当町にないということなんです、この加えることによって立科町の方が該当する場合は、町外の施設に行くと思うんですが、その選定条件等についてはどんなふうになっているんでしょうか。

議長（西藤 努君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 立科町の利用者につきましては、どこの医療機関、また介護施設等選択していただくのはご自由だと思えますけれども、選定理由というちょっと意味合いがわかりませんが、いずれにしましても医療機関ですとか、介護の専門ですとか、その介護計画を設定する中で、プランに沿った中でこういう施設が利用できるという

こととございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第17号

**議長（西藤 努君）** 日程第11 議案第17号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第18号

**議長（西藤 努君）** 日程第12 議案第18号 平成29年度立科町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。  
4番、村田桂子君。

**4番（村田桂子君）** 2点お伺いいたします。まず11ページの教育費国庫補助金のところなんですけれども、小学校の施設、環境改善で、トイレ改修に補助というふうにあります。これ、当初予算で削られたというか、該当ならなかったものが、この補正ではしっかりもらえて、トイレの改修に使えるということでしょうか。そこについて1点お伺いします。

それからもう一点は農林課に伺います。ページ、32ページなんですけれども、林業振興費のところ、補正額はゼロになっているんですけど、この間大風によって倒木をして民家に被害が出ました。かなり雨がいった後とか、このごろ大風が非常に吹くもんですから、傾斜地とか山を後ろに背負ってるおうちなんかは、そういう倒木による被害が懸念されるんだと思うんですけど、そういう形でのパトロールとか、それから対策とかというのは盛っておかなくていいのでしょうか。

実際に、前は枯損木、松くい虫による枯損木は早く除去してくれというお話をしたんですけど、生の木も倒れて民家の屋根瓦が破損したという事件がありました。ということで、まだまだこれから春一番吹きましたけれども、大風が吹いてそういう可能性もあるかなと思うんですが、そこら辺で盛らなくていいのかなと思うんですけどいかがでしょうか。

**議長（西藤 努君）** 市川教育次長。

**教育次長（市川正彦君）** この補助金は小学校の低学年棟のトイレを改修する工事についての国庫の補助金でございます。昨年度からこの工事については国のほうに要望を上げていたわけですが、年度当初のほうの内示ですとその事業経費に資金が回らないという

ようなことで、当初の内示は落とされております。

その中で全国の採択した補助事業、また進展していく中で、また事業費の精査していく中で、資金にまた余裕ができたということだとございますが、再度募集がありまして、またそこに申請をしていったものが12月認められて内示が下りてきました。それに基づいて今回補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 今井農林課長。

**農林課長（今井一行君）** 32ページのこの林業振興費の補正につきましては、あくまで財源の補正ということで、国県の補助金が減ったため一般財源に振り向けるという補正でございます。

ご指摘の中身につきましては、山林につきましてはあくまで山林所有者に管理をしていただく責任がございます。しかしながら、松くい虫の枯損木につきましては、補助制度を設けて周知を図りながらご利用いただいているところでございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

**3番（今井 清君）** 3番、今井です。35ページの土木費道路橋梁費道路新設改良舗装費の中の用地買収とそれから物件補償費で、今回用地買収で110万減額、それから物件補償費で228万なんです、これ用地買収、もともと当初予算150万あったのが110万減額されるような感じなんです、これについては用地買収項目がほとんどなかったというか、その辺のところについてお伺いしたい。

**議長（西藤 努君）** 片桐建設課長。

**建設課長（片桐栄一君）** お答えします。

こちら、当初、用地を買収しながら進めていく地元負担金の絡む事業を計画をしておりましたけれども、地元の都合等ございまして、この事業が取りやめになったということで、それに絡みまして公有財産の購入等もなくなったと。あわせて物件補償等についても減額というようにございます。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑、3番、今井 清君。

**3番（今井 清君）** 23ページの民生費社会福祉費の臨時福祉給付金の関係なんです、今回臨時福祉給付金で343万5,000円減額ということで上げられているんですが、これについては申請対象であって申請できなかった方がいたのかどうか、その辺をお聞きしたい。

**議長（西藤 努君）** 齊藤町民課長。

**町民課長（齊藤明美君）** お答えいたします。

平成29年度の臨時福祉給付金につきまして、対象者は町で当初1,435人ということで見込んでおりました。実際実績といたしますれば1,371人ということでございます。こちらにつきましては、対象者の皆さんにつきましては通知をさせていただいて、電



話連絡等もさせていただいた中でこのような実績になったということでございます。  
割合とすれば95.5%の支給でございました。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。3回目です。

3番（今井 清君） 今回、差し引くと人数がしなかった方が中にはいるという形になるんですが、その方については承知の上でしなかったという解釈なんでしょうか、その辺をお伺いします。

議長（西藤 努君） 斉藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） はい、そのとおりでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第19号

議長（西藤 努君） 日程第13 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第20号

議長（西藤 努君） 日程第14 議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第21号

議長（西藤 努君） 日程第15 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第22号

議長（西藤 努君） 日程第16 議案第22号 平成29年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第23号

議長（西藤 努君） 日程第17 議案第23号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第24号

議長（西藤 努君） 日程第18 議案第24号 平成29年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第25号

議長（西藤 努君） 日程第19 議案第25号 平成29年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第26号～日程第29 議案第35号

議長（西藤 努君） 日程第20 議案第26号 平成30年度立科町一般会計予算についてから、日程第29 議案第35号 平成30年度立科町索道事業特別会計予算についてまでの10件を一括質疑とします。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第30 議案第36号

議長（西藤 努君） 日程第30 議案第36号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放

棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第31 議案第37号

**議長（西藤 努君）** 日程第31 議案第37号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり各常任委員会及び予算特別委員会へ付託したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（午前10時55分 散会）